

「2018-2021年度技術協力機材の航空輸送（単価契約）」

（公告日：2018年3月27日）について、意見招請にて寄せられた意見等に関する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
1	P.7	業務仕様書（案）8.（1）	「業務従事者を変更する場合には、原則的に同等以上の人員を配置することとし、関連資格を有し、実務経験豊富であることを示す文書を以って発注者に連絡する。」とありますが、弊社従業員の個人情報、弊社総務人事部が保有し、原則提供できません。提供できない場合は、入札の参加資格及び落札の評価に影響はありますでしょうか。	入札に参加頂くにあたり、入札説明書に示された業務従事者の経験・能力については、技術提案の評価対象として、指定様式により説明頂く必要があります。評価済の業務従事者を変更する場合、後任者についても、応札時の指定様式等により、あらためて前任者と同等の経験・能力を有することを説明頂く必要があります。本件入札の競争参加資格については、別途「入札説明書」に記載するのとおりですので、ご確認ください。
2	P.8	業務仕様書（案）8.（3）	海外支店・代理店等がない国においては、貨物の到着確認及びコンサイニーへの連絡体制は確保できません。入札の参加資格及び落札の評価に影響はありますでしょうか。	貨物の到着確認・コンサイニーへの連絡は、現地での迅速かつ適切な引取り上不可欠の事項であり、海外支店・代理店が無い国を含み、現行契約では実施しています。連絡体制は評価対象ですので、十分ご検討の上、様式に順じ記載願います。本件入札の競争参加資格は、別途「入札説明書」に記載するのとおりですので、ご確認ください。
3	P.10	業務仕様書（案）11.（2）	「発注者の事前の了解なく受注者の責に帰すべき事由により貨物の到着が遅延した場合」とありますが、受注者の責とはどの範囲までになりますでしょうか。	受注者の責は、遅延事案ごとに事実関係を確認し、これを踏まえ確認します。